

## 発熱外来や保健所における更なる負担軽減策①

### 資料2

### 1. 発生届の対象の限定

✓ 発熱外来や保健所業務が極めてひっ迫していることから、発生届の対象を以下の方に限定する。

①65歳以上の方 ②入院を要する方 ③重症化リスクがあり治療投薬等が必要な方 ④妊娠している方

→ 従来どおり、積極的疫学調査を行い、療養する（入院・宿泊・自宅療養）

✓ 上記に該当しない方については、年代別の感染者数を医療機関で把握し、保健所に毎日報告

→ 感染者数の全体像は把握可能

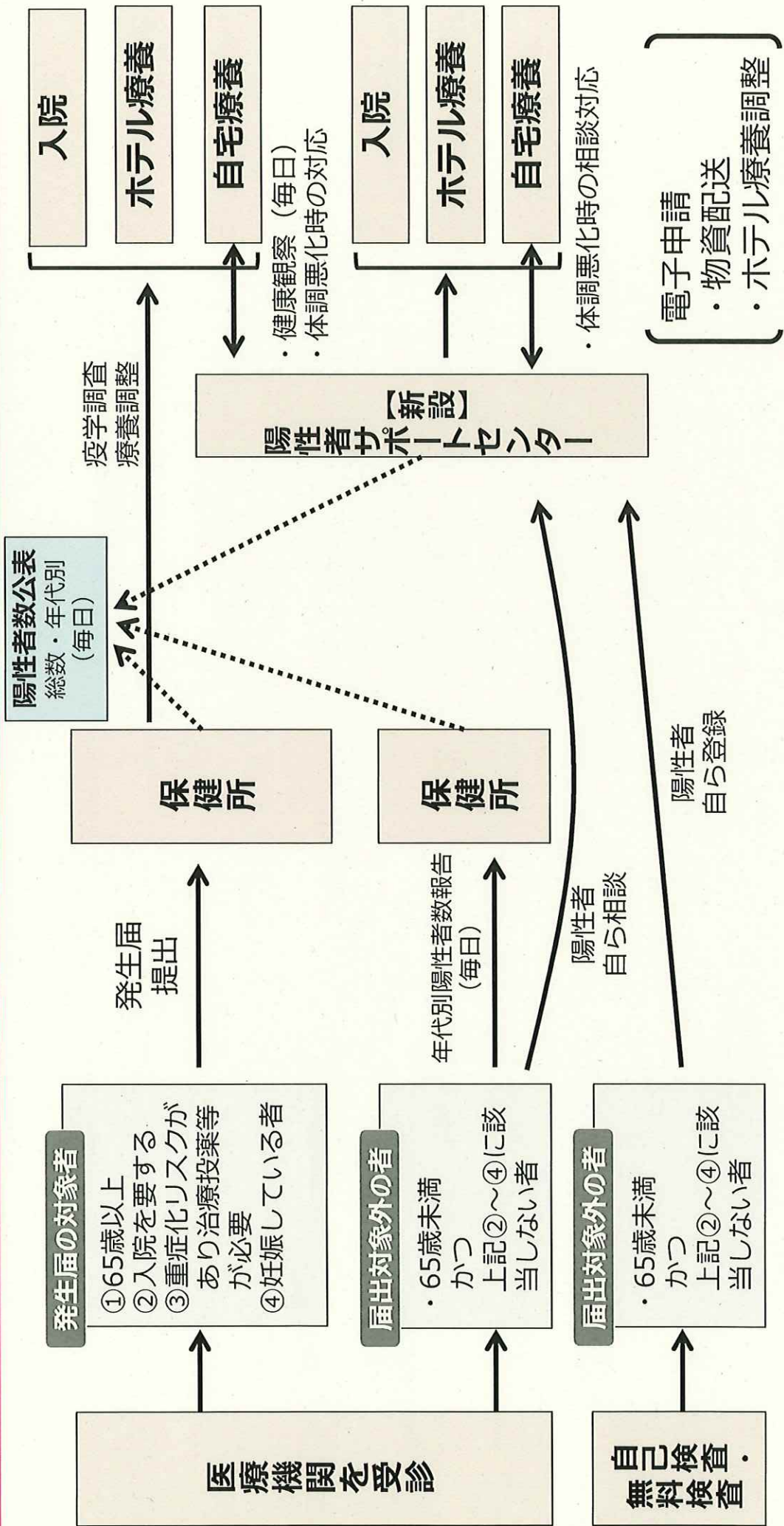
### 2. 【新設】陽性者サポートセンターでの相談対応・療養支援

✓ 発生届の対象とならない65歳未満の方、重症化リスクの低い方等の対策として、陽性者サポートセンターを

新設し、自宅等で自ら健康観察を行い療養する方からの相談等に対応する。

✓ 陽性者サポートセンターは、現在のフォローアップセンターの機能を拡充し、**体調悪化時の対応、物資配送、宿泊療養調整**を行う。

# 発熱外来や保健所における更なる負担軽減策②



# 9月1日以降の対策等について（案）

「BA.5対策強化宣言」の期間延長（9/30まで）

資料 3-2

▽ 現在の感染状況や医療のひっ迫等を踏まえ、「みやぎBA.5対策強化宣言」の期間を**9月末まで延長**する  
 → 県民への要請内容等は一部を除き**継続**とする（※**無料検査**に関する変更等を行う）

## 「BA.5対策強化宣言」に伴う主な要請等

- ✓ 基本的感染対策の再徹底
- ✓ 会食・食事の際の注意喚起
- ✓ ワクチン早期接種の推奨
- ✓ 抗原定性検査キット等による**自己検査**  
 （症状が軽く重症化リスクのない方）
- ✓ **感染リスクが高い行動等**を控える  
 （特に重症化リスクのある方）
- ✓ 救急外来・救急車の適切な利用

県民向け

- ✓ 在宅勤務（テレワーク）等の推進
- ✓ **施設・イベント**等での感染対策徹底
- ✓ 業務継続計画に基づく事業継続  
 （特に社会経済活動の維持に必要な事業者）

事業者向け

基本的により上記内容の要請等を**継続**

## 今回の主な変更点

内容	現行	変更後
BA.5対策強化宣言の期限	8月31日まで	<b>9月30日まで</b>
無料検査	感染拡大傾向時の一般検査事業	<b>9月30日まで</b>
	ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業	<b>8月31日まで終了</b> （：国の制度改正）

## 【参考】無料検査事業の概要

項目	一般検査事業【 <b>継続</b> 】	定着促進事業【終了】
対象者	感染不安を感じる方で無症状の方	飲食、イベント、旅行等の社会経済活動に際して陰性結果の確認が必要な無症状の方
検査方法	PCR検査等	抗原定性検査（原則）